

KYB（株）等が製造した免震・制振オイルダンパーが設置された建築物に関する性能評価等に係る Q&A

本 Q&A は標準的な手続きを示したものであり、個別建築物の特殊性により異なる取り扱いとなる場合があります。また、新たな事務連絡等により回答が変更となる場合があります。

なお、本 Q&A に関するお問い合わせにつきましては、所属会社・部署・電話番号・メールアドレスを明記の上、メールにてお願いします。

お問い合わせ先メールアドレス：jikokureki@seinokyo.jp

用語（関連項目）の定義

A.当面の安全性検証：指示書に基づき、10/29 に指導課より発出された事務連に沿って行う当面の安全性の検証

B.適法性検証：法第 37 条及び法第 20 条第 1 項第一号に適合（業務方法書に適合）とするための検証

C.免震ダンパー：法第 37 条に規定する免震材料

D.制振ダンパー：法第 37 条に規定しない制振部材

No.	関連項目	質疑	回答	備考
1	A C D	「当面の安全性検証」の対象となる建築物で、応答解析の構造性能としては個々のダンパーの性能が法第 20 条第 1 項第一号の認定条件以内となっている場合、新たな応答解析の必要はないと考えますが、第三者の確認は必要でしょうか。	対象となる建築物については、新たな応答解析の必要がない場合についても「当面の安全性検証の方法について」に示す方法による適切な検討がなされているかを確認する必要があります。なお、その場合は新たな応答解析を行わずとも「安全性検証のクライテリアを満たす」ということとなります。	
2	B C D	平成 30 年 10 月 23 日付け、国住指第 2406 号「免震オイルダンパーの大臣認定等の不適合事案に係る建築物における交換工事前の仮使用認定の取扱いについて」の「第 4 その他の留意事項」について、 ① 顧客契約に不適合である実況を踏まえた構造計算により安全性が確認された建築物とは、「当面の安全性検証」による第三者により確認した建築物と解釈して良いでしょうか。	①検査済証を発行する当該建築主事等にお問い合わせください。	

No.	関連項目	質疑	回答	備考
		<p>② 上記の検査済証の交付に際して、別添構造図に、例えば『±10%』と記載されている場合で、実況を踏まえた構造計算は『±12%』の場合、手続き上、法第20条第1項第一号による大臣認定の再取得『±12%』は不要でしょうか。</p> <p>③ ②で大臣認定を再取得する際、本来は時刻歴を要する変更のため、大臣認定上は、計画の変更になると思われませんが、「当面の安全性検証」においてすでに時刻歴による検証確認が済んでいることから、大臣認定上は、軽微な変更として取り扱ってもよいでしょうか。</p>	<p>②法第20条第1項第一号による大臣認定書別添の記載を「±10%」から「±12%」など適切な設定値に変更することが必要です。</p> <p>③大臣認定を再取得する場合は、法定業務となることから通常の変更手数料（例えば当該ダンパーの床面積の合計）と思われませんが、申請する各性能評価機関へお問い合わせください。</p>	
3	B C D	<p>出荷体制についても、平成30年10月16日付け、報道発表資料の2頁、下から2行目の通り『2.(1)⑤出荷製品の品質確保』に従い、性能確認試験を第三者による全数立会を行うことで、出荷を行うことから、現在、建築確認申請がなされている建築物について、確認済証の交付を行っても差支えないと判断して良いでしょうか。</p>	<p>申請の内容が建築基準関係規定に適合しているのであれば確認済証の交付が可能と思われませんが、個別建築物の取り扱いにつきましては、当該建築主事等に確認してください。</p>	
4	A B C D	<p>KYB（株）が2018年11月15日付けで公表した不適切行為の追加事象に対し、下記の取り扱いについて教えてください。</p> <p>①安全性検証の再検証</p> <p>②第三者立ち会いの有効性</p> <p>③検査済証の有効性</p>	<p>①追加事象により免震・制振オイルダンパーの製造バラツキの値が当初の値より大きく、危険側となったものについては、再検証が必要です。</p> <p>②全数、全試験について立ち会っていることから追加事象に対しても適切に不正防止が計られていると考えられます。</p> <p>③当該建築主事等にご確認ください。</p>	
5	B C	<p>免震ダンパーについて</p> <p>①免震材料の法第37条による大臣認定条件±15%以内とは、個々のダンパーの圧縮側と伸び側の平均値が±15%以内ということでしょうか。</p>	<p>①KYB(株)の免震オイルダンパーの法第37条による大臣認定書別添で製造ばらつきが±15%以内となっているものは、その元となる性能評価時のデータが、圧縮側と伸び側それぞれで±15%以内で性能評価されたものであり、個々のダンパーについて、圧縮側、伸び側それぞれの値が±15%以内であることが認定条件となっています。</p>	

No.	関連項目	質疑	回答	備考
		<p>②第1項第一号適法性検証とは、個々のダンパーについて、圧縮側、伸び側それぞれの改ざん前の実測値の平均値が、法第37条及び法第20条第1項第一号に適合すればよいのでしょうか。</p> <p>例えば、法第20条第1項第一号認定時のバラツキが±10%で、個々のダンパー実測値 圧縮側+11%、伸び側-2%の場合 $= (\text{圧縮側}+11\%, \text{伸び側}-2\%) / 2 = +4.5\%$ と10%以内となっていれば検証不要となるのでしょうか。</p> <p>③バラツキが不明な3σのダンパー取り扱いは、取り替え（または再調整）が必須でしょうか。</p> <p>④ダンパーなしで法第20条第1項第一号に適合する（ダンパーは付加的に設置）場合でも取り替え（または再調整）が必須でしょうか。</p>	<p>②第1項第一号適法性検証とは、法第20条第1項第一号に適合、すなわち業務方法書に適合させる必要があります。従って、元の認定時に個々のバラツキについても±10%を超える検討がなされていれば問題ありませんが、そうでなければ、例えばダンパー接合部について追加検討を行う必要があります。</p> <p>③法第37条に規定する免震オイルダンパーの場合、性能が不明なものは、現在のところ取り替え（または再調整）が必要と考えています。</p> <p>④付加的に設置した場合でも免震層における減衰材は法第37条に適合する材料とする必要があります。</p>	
6	B D	<p>制振ダンパーについて</p> <p>①第1項第一号適法性検証とは、個々のダンパーについて、圧縮側、伸び側それぞれの改ざん前の実測値の平均値が法第20条第1項第一号認定時に適合すればよいのでしょうか。</p> <p>例えば、法第20条第1項第一号認定時のバラツキが±10%で、個々のダンパー実測値 圧縮側+11%、伸び側-2%の場合、応答解析の構造性能としては $(\text{圧縮側}+11\%, \text{伸び側}-2\%) / 2 = +4.5\%$ と10%以内となっていれば検証不要となるのでしょうか。</p> <p>②バラツキが不明な3σのダンパー取り扱いは、取り替え（または再調整）が必須でしょうか。</p>	<p>①第1項第一号適法性検証とは、法第20条第1項第一号に適合、すなわち業務方法書に適合させる必要があります。従って、元の認定時に個々のバラツキについても±10%を超える検討がなされていれば問題ありませんが、そうでなければ、例えばダンパー接合部について追加検討を行う必要があります。</p> <p>②法第37条に規定のない特殊な材料であることから、性能が不明なダンパーであっても、例えばバラツキの確からしさをバルブ単体試験結果から工学的に説明するなどし、性能評価機関により構造安全性が確認され、必要な大臣認定の変更ができれば、必ずしも取り替え（または再調整）は必須ではありません。</p>	

No.	関連項目	質疑	回答	備考
7	A B C D	光陽精機が製造し、出荷したオイルダンパーも今回の当面の安全性検証や是正措置等の不適合対象となりますか。	対象となります。	
8	A B C D	KYB 発表、H30.12.28 付け「不適切行為（追加事象）公表の補足および修正について」では、「2007 年以前も不適切行為を行っていた疑いが判明し物件数、製品数に反映」とあります。 国交省発表、H30.10.16 付けでは、平成 12 年（2000 年）3 月から出荷したもののうち、不適合の建物が「当面の安全性検証」対象となっています。KYB 発表通り、2007 年以前（例えば、1999 年等の旧 38 条大臣認定建築物）の不適合建築物も「当面の安全性検証」の対象となるのでしょうか。	安全性検証の対象となります。なお、適法性検証について、旧法第 38 条による認定建築物の取り扱いについては、免震ダンパーであっても、旧法による認定であることから、個別に各性能評価機関にご相談ください。	
9	B C	カヤバ製免震ダンパーの第三者立会について 顧客要求による指定があった場合、標準試験条件 20cm/s,50cm/s,100cm/s の試験を省略することは可能でしょうか。	標準試験条件そのものは認定で定められたものではありませんが、認定時のデータの元となる標準試験であり、製品出荷時の基準試験として省略することは適当ではありません。	